

議案第71号

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月28日提出

かすみがうら市長 坪井 透

教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号。以下「特別職給与等条例」という。）第3条に規定する教育委員会教育長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 教育委員会教育長の給料月額は、平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間に限り、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1に定める給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第4条に規定する期末手当及び市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号）の規定により支給する手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成30年1月31日限り、その効力を失う。